

特許権侵害差止等請求事件について

事案の概要

上告人側は、動画共有サービスを提供するため、米国所在のウェブサーバから、インターネットを通じ、**ユーザ**が使用する我が国所在の端末に対し、**プログラム**のファイルなどを送信している【別紙参照】(このファイルは、ユーザが上記サービスに係る動画を視聴するためのウェブページにアクセスするとダウンロードされるJavaScriptファイルなどである。)。

第1事件(令和5年(受)第14号、第15号)は、上記**プログラム**が、被上告人の特許権に係る特許発明の範囲に含まれ、また、上記**プログラム**が組み込まれた端末が、上記特許権に係る特許発明の範囲に含まれる装置に当たることになることなどから、被上告人が、上告人らによる特許権侵害を主張し、上告人らの行為の差止め及び損害賠償等を求める事案である。

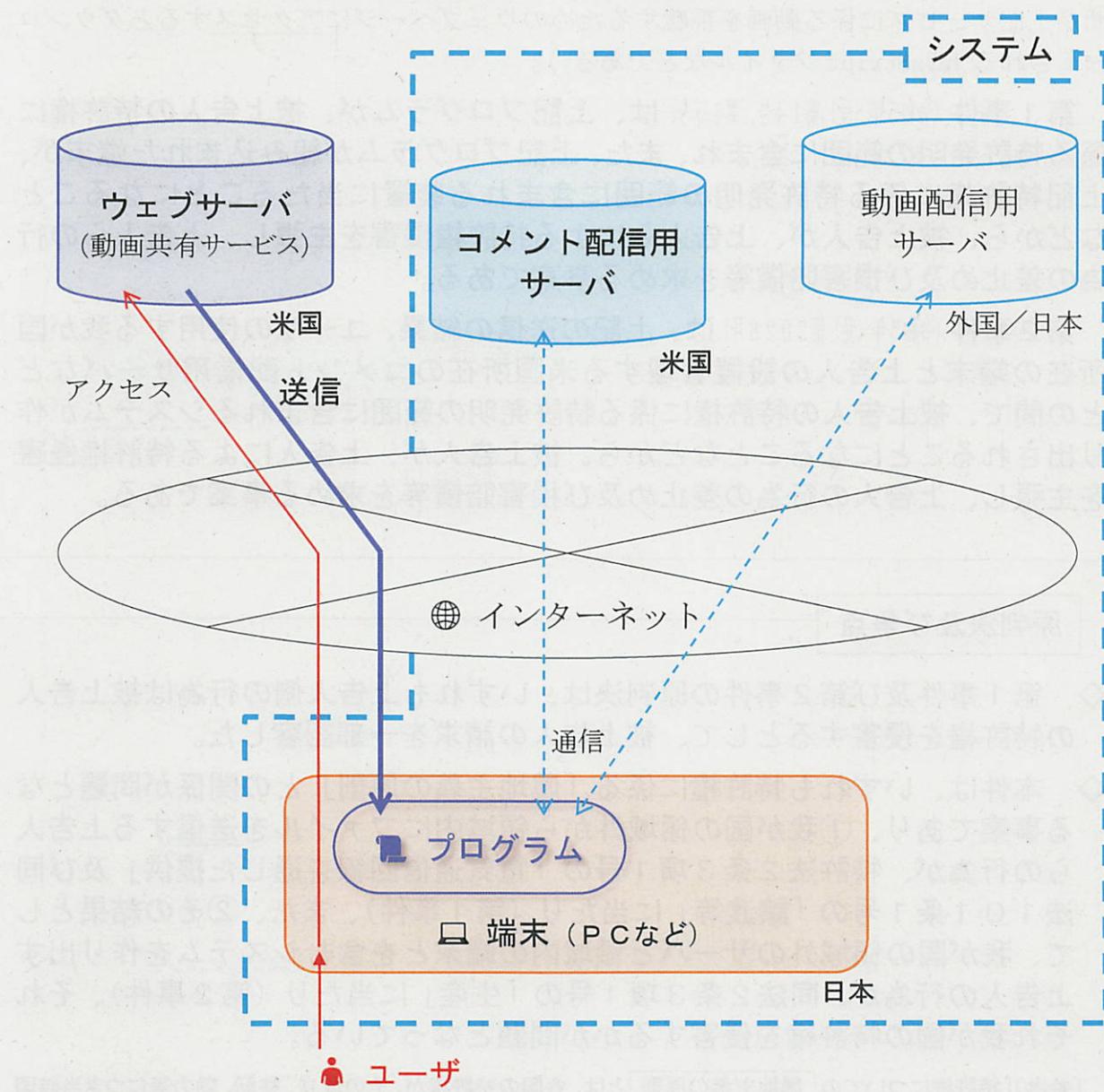
第2事件(令和5年(受)第2028号)は、上記の送信の結果、ユーザの使用する我が国所在の端末と上告人の設置管理する米国所在のコメント配信用サーバなどの間で、被上告人の特許権に係る特許発明の範囲に含まれるシステムが作り出されることになることなどから、被上告人が、上告人による特許権侵害を主張し、上告人の行為の差止め及び損害賠償等を求める事案である。

原判決及び争点

- ◇ 第1事件及び第2事件の原判決は、いずれも上告人側の行為は被上告人の特許権を侵害するとして、被上告人の請求を一部認容した。
- ◇ 本件は、いずれも特許権に係る「属地主義の原則」との関係が問題となる事案であり、①我が国の領域外から領域内にファイルを送信する上告人の行為が、特許法2条3項1号の「電気通信回線を通じた提供」及び同法101条1号の「譲渡等」に当たり(第1事件)、また、②その結果として、我が国の領域外のサーバと領域内の端末とを含むシステムを作り出す上告人の行為が、同法2条3項1号の「生産」に当たり(第2事件)、それぞれ我が国の特許権を侵害するかが問題となっている。

[参考]「特許権についての**属地主義の原則**とは、各国の特許権が、その成立、移転、効力等につき当該国の法律によって定められ、特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められることを意味するものである(最高裁平成7年(才)第1988号同9年7月1日第三小法廷判決・民集51巻6号2299頁参照)。すなわち、各国はその産業政策に基づき発明につきいかなる手続でいかなる効力を付与するかを各国の法律によって規律しており、我が国においては、我が国の特許権の効力は我が国の領域内においてのみ認められるにすぎない。」(最高裁平成12年(受)第580号同14年9月26日第一小法廷判決・民集56巻7号1551頁)

模式図（概略）



傍聴人の皆様へ

最高裁判所広報課

損害賠償請求事件（①事件・②事件）について

事案の概要

本件は、いずれも、静岡県警察所属の警部補が自殺したことについて、その遺族らが、静岡県警察を置く被告（①事件被上告人兼②事件上告人）に対し、損害賠償を求める事案である。

①事件においては、上記警部補の父母である①事件原告ら（①事件上告人ら）が、上記自殺は過重な業務によるものであり、①事件原告らは上記自殺により精神的苦痛を被つたと主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めている。

②事件においては、上記警部補の妻子である②事件原告ら（②事件被上告人ら）が、被告に対し、上記自殺は被告の安全配慮義務違反によるものであり、②事件原告らは当該警部補の被告に対する損害賠償請求権を相続したと主張して、その支払を求めている。

原判決及び争点

- ◇ ①事件の原判決は①事件原告らの上記請求を棄却した。
これに対し、②事件の原判決は②事件原告らの上記請求を認容した。
- ◇ 本件における争点は、いずれも、被告が上記自殺による損害について損害賠償責任を負うか否かであり、具体的には、上記自殺が上記警部補の業務によるものか否か、上記自殺を被告が予見できたか否かである。